② ＰＦＩ法第９条の規定に該当しない者であること。

③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、四国地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていれば、本要件を満たしている者とする。）

④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号、令和２年12月25日付け国会公契第22号にて改正）に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑥ 本事業に係るアドバイザー業務に携わったパシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑦ 四国地方整備局が設置した国道11号伏石地区電線共同溝ＰＦＩ事業有識者等委員会（以下「有識者等委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑧ 上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」とは、上記⑴⑩に同じ。

⑨ ２⑶③イ及び２⑷③イにおいて、業務実績として求める期間中に、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する育児休業及び同条第２号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、業務経験として求める期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出すること。

⑶ 設計企業の参加資格要件　代表企業、構成企業または協力企業のうち、１⑸①に掲げる調査・設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。ただし、設計企業のうち調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②又は事業監理業務※の実績を有する者又は２⑷に掲げる工事企業の参加資格要件②を満足する者であれば良いものとする。

※事業監理業務とは、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、工事発注までに必要となる測量・調査・設計業務等に対する指導・調整、地元及び建設行政機関等との協議、事業監理等の業務を行うマネジメント業務をいう。

① 四国地方整備局における令和７・８年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

② 次のいずれかの実績（設計企業が設計共同企業体の場合は、代表者について１件以上）を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務又は海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下「海外認定・表彰制度」という。）により認定された業務で、平成27年４月１日以降入札公告日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）又は電線共同溝ＰＦＩ事業で構成員又は協力企業として平成27年４月１日以降入札公告日までに施設を引渡済みの事業での設計業務とする。

・電線共同溝の実施（詳細）設計業務
・電線共同溝の基本（予備又は概略）設計業務

③ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

ア 管理技術者は次に掲げるいずれかの資格を有すること。

ａ 技術士（総合技術監理部門：建設―道路、建設部門：道路）

ｂ 土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、１級土木）（設計）

ｃ ＲＣＣＭ

ｄ 国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路、業務：計画・調査・設計又は施設分野：地質・土質―業務：調査）

外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該企業が本競争に参加するためには競争参加資格確認結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

イ 次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成27年４月１日以降入札公告日までに完了し、引渡済みの業務又は電線共同溝ＰＦＩ事業で構成員又は協力企業として平成27年４月１日以降入札公告日までに施設を引渡済みの事業での設計業務のうち、以下に記載する「同種業務」（元請けとして実施した業務。ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）において１件以上（設計共同企業体の場合は、代表者について１件以上。）の実績を有する者とする。

・電線共同溝の実施（詳細）設計業務
・電線共同溝の基本（予備又は概略）設計業務

又は、過去に「同種業務」をマネジメントした実務経験を有する者とする。なお、過去に「同種業務」をマネジメントした実務経験とは、以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

ａ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第３条の一に該当する「道路部門」又は「土質及び基礎部門」の技術管理者

ｂ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領（平成11年４月１日付け建設省厚契第31号）第６に該当する総括調査員若しくは主任調査員。また、県、政令市において、同等の調査職員として業務に従事した者

ウ 管理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。

④ 上記②、③のイの実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも開発建設部関係事務所を含み、港湾空港関係を除く。）が発注した業務に係る実績である場合にあっては、業務評定点が60点未満のものは、実績として認めない。